

# 最近の官庁営繕行政について

---

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（H29.1.20）を受けた取組状況
2. 営繕工事における働き方改革の取組状況
3. 霞が関地区の整備状況

# 1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申 (H29.1.20)

## を受けた取組状況 (H30.8時点)

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その取組状況は、以下のとおり。





# ② 建築設計業務委託の進め方(概要)

— 適切に設計者選定を行うためのマニュアル —

## 作成の背景と目的

- 公共建築工事の設計業務委託においては、透明性・公平性を確保した上で、それぞれの工事に**最も適した設計者を選定する必要がある**。この点について「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日 社会資本整備審議会)に**公共建築工事の発注者の役割**の一つとして改めて明記された。
- これを踏まえ、全国営繕主管課長会議(国土交通省、都道府県及び政令市で構成)において、適切な設計者選定を行うための解説書「**建築設計業務委託の進め方**」(平成30年5月)を作成。
- 全国の公共建築工事の発注者が**設計者選定を行う際のマニュアルとして活用**できるよう、業務委託の流れに沿って解説。

## 主な内容

### ① 設計者選定の考え方

設計者選定方式の種類と特徴、設計業務の内容に応じた設計者選定方式の選択の考え方を明記

### ② 設計者選定手続の前に行うこと

設計と条件(設計業務委託をする際に設計に必要なとなる条件)の設定、事前調査や設計業務に必要な期間及び予算の確保の重要性を明記

### ③ 設計者選定方式別の解説

設計者選定方式別に実施方法や留意事項等を明記

(プロポーザル方式における留意事項の例)

- ・選定及び特定
- ・参加資格条件等
- ・技術提案を求める評価テーマ
- ・設計者選定委員会
- ・技術提案の表現
- ・設計業務委託料、工事費概算額の扱い 等

その他、建築設計業務委託の実施にあたり、引用して使用可能な書式等を「書式集」として整理。

### ○基本的な考え方

設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要。

### ○設計業務の内容に応じた適切な設計者選定方式の選択

	プロポーザル方式	総合評価落札方式	価格競争方式
選定方式の特徴	技術提案書の評価が最も高い者を設計者として選ぶ	入札額と技術提案との総合評価により、最も評価点の高い者を設計者として選ぶ	入札額が最小の者を設計者として選ぶ
【国土交通省官庁営繕の場合】建築設計業務等の内容	○新築、増築等の設計 ○大規模改修実施設計等  技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合	○小規模改修実施設計等  事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずる場合	入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる場合

「③設計者選定方式別の解説」においてプロポーザル方式を重点的に解説



# ④「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(注)は適正な工期を確保するための方策や留意事項等を明記したもの  
 (注)それぞれの現場や発注者の状況等を踏まえ参考とするもの  
 (赤字は主な変更点)

国土交通省官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更

## ○ 基本方針

工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定

適正な工期設定が、担い手確保のため必要であることを追記

## ○ 調査及び設計段階

(1) 次の期間の十分な想定

- ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
- ② 設計、入札契約手続及び施工の期間  
 労務・資機材調達等の準備期間、施工終了後の自主検査等の後片付け期間を追記
- ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間

(2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施

(3) 図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

## ○ 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

## ○ 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

## ○ 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施  
 遅滞ない設計意図伝達が必要であることを追記
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施  
 全体工期のしわ寄せがないよう設備工事など後工程の適正な施工期間を確保することを追記

## ○ その他留意事項

- (1) 多雨など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- (2) 週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮
- 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合、外部機関等の仕組みを活用することを追記

## ○ 工期の変更

設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において適切な設計変更等を実施

## 2. 営繕工事における働き方改革の取組状況

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

### 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組※

#### (1) 適正な工期設定・施工時期等の平準化

建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、建設工事に従事する者の週休2日の確保等を適切に考慮するものとする。

#### (2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底 (法定福利費や安全衛生経費など)

適正な工期設定に伴い、労務費は勿論のこと、社会保険の法定福利費、安全衛生経費などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。

#### (3) 生産性向上

調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新に至る各段階における受発注者の連携等を通じて、建設生産プロセス全体における生産性向上を推進する。

#### (4) 下請契約における取組

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

### 営繕工事における取組

(凡例：既往・継続の取組—青字 30年度からの取組—赤字)

#### ○ 適正な工期設定

- ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」を活用した適切な工期設定、工期延期
- ・後工程(設備工事等)に全体の工期のしわ寄せが無いよう、概成工期(受電時期の目安)の設定、実施工程表の確認による各工程の適切な施工期間の確保

#### ○ 週休2日の推進

- ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
- ・週休2日促進工事(モニタリング・労務費の補正等)を実施

#### ○ 施工時期等の平準化

- ・債務負担行為(適正な工期確保にも寄与)や余裕期間制度の活用
- ・長期の債務負担行為の活用等により、年度末に集中する完成時期を分散化

#### ○ 予定価格の適正な設定

- ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上

#### ○ ICTの積極的な活用等

- ・施工合理化技術の施工者提案での採用、発注者指定による試行、総合評価で評価項目に設定、成績評定要領を改定し成績評定で評価
- ・BIMガイドラインの改定(施工BIMの記載の充実等)
- ・生産性向上技術の導入に関する調査検討

#### ○ 書類の簡素化

- ・書類の簡素化(現場での運用の徹底)、省略・集約可能な書類等の明確化
- ・国の統一基準として工事の標準書式を制定

#### ○ 関係者間調整の円滑化 (建築固有の対応)

- ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達(報告等の期限を遵守する旨を規定)
- ・各種ツールの活用促進により、関連する工事間での納まり等の調整を効率化
- ・会議の早期開催、ASP等の活用促進により、情報共有や検討を迅速化

① 公共建築工事、民間建築工事の受発注者への普及促進

②

③

④

⑤

⑥

※出典：建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂)  
(平成30年7月 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

# ① 営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないよう配慮するなど、  
各工程の適正な施工期間を確保する。

## 1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

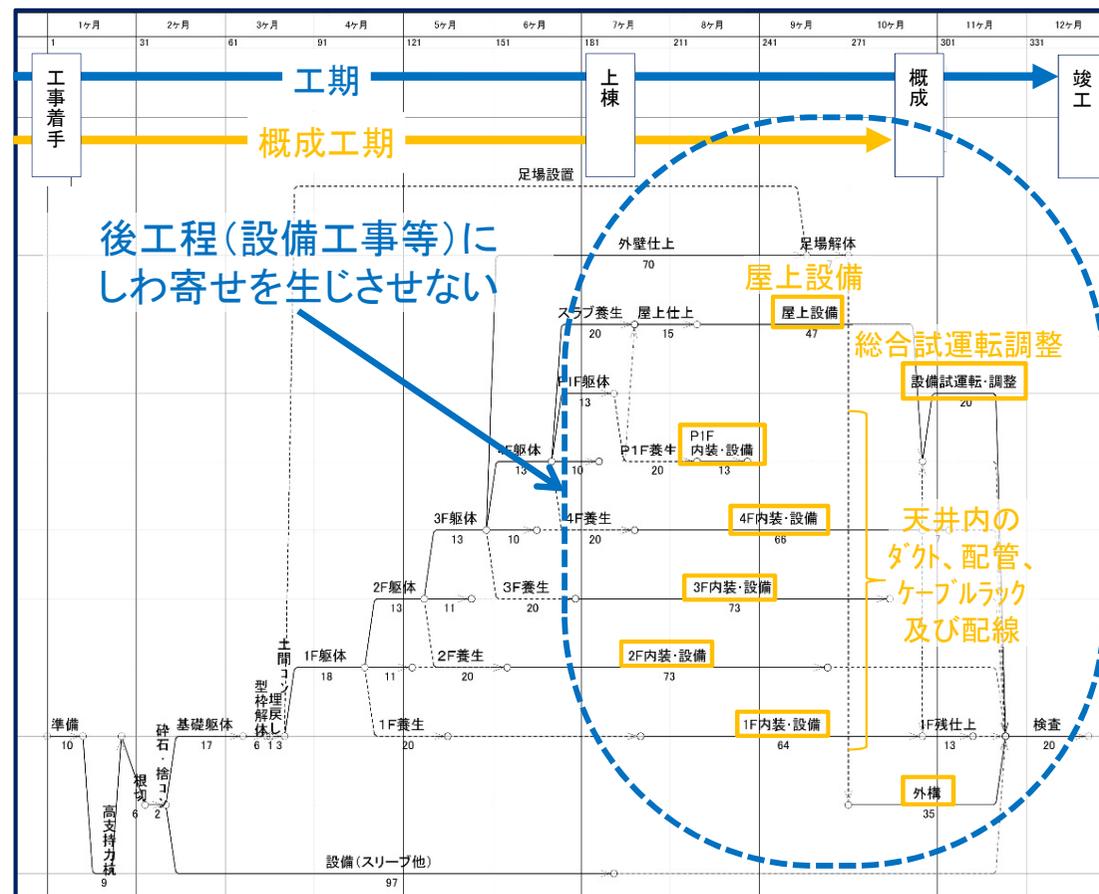
## 2 実施工程表の確認 (工事施工段階)

○ 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認

- ① 概成工期が明記されていること※3
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
- ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること
  - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
  - イ) 屋上設備
  - ウ) 総合試運転調整

○ 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

## ■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3,000㎡)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。  
 ※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。  
 ※3 概成工期が設定された工事の場合。

## ② 営繕工事における週休2日工事のモニタリング

記者発表資料

平成29年9月13日  
大臣官房官庁営繕部計画課

### 営繕工事で週休2日（現場閉所）工事のモニタリングを実施 ～建設現場の就労環境の改善や担い手確保に向けて～

- 国土交通省の営繕工事では、公共建築工事標準仕様書等において、原則として土日祝日※1には施工を行わないこととしていますが、様々な事情から週休2日が確保されない場合があります。
- 建設業の週休2日の推進等、政府の「働き方改革実行計画」に示された方針などに基づき、営繕工事において、現場閉所を含む週休2日工事のモニタリングを実施し、週休2日の確保を目指すとともに、その阻害要因の把握とその改善方策の検討を進めることとします。  
※1 土日祝日とは「行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日」をいいます。

#### 【モニタリング対象工事の内容等】

- 原則、延べ床面積約1,000㎡以上の新築工事で契約後に受発注者間でモニタリングの対象とする協議が整った工事。
- 原則（※2）、土日祝日は「現場閉所」とする。  
※2 現場閉所の頻度については、各現場の状況等を勘案し、受発注者の協議により適切に設定するものとします。
- 受発注者の予期せぬ事情により、目標の達成に向けた課題が生じた場合には、受発注者間で要因の把握や対応策を協議し、要因の解消に努める。
- 阻害要因の把握やその改善方策の検討を行うために、工事完了時点で受発注者へアンケート調査を実施。

#### 【その他】

- 本年度発注工事で契約後、モニタリングの対象とする協議が整った案件から順次実施します。
- 引き続き、公共建築工事における工期設定の基本的考え方などを踏まえ、適切な工期設定に努めます。
- なお、総合評価落札方式において週休2日の確保を評価項目として設定しません。また、工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定しており、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価します。

#### ＜対象工事＞※平成30年3月19日現在

No.	工事名	受注者	工期
1	H29 静岡県警察学校炊食浴棟建築工事	名工建設(株)	H29.9.1 ~ H30.9.28
	H29 静岡県警察学校炊食浴棟電気設備工事	小林電気工業(株)	H29.9.12 ~ H30.9.28
	H29 静岡県警察学校炊食浴棟機械設備工事	三建設備工業(株)	H29.9.12 ~ H30.9.28
2	新宿税務署増築棟(17)建築その他工事	(株)浅沼組東京本店	H29.10.21 ~ H31.1.31
	新宿税務署増築棟(17)電気設備その他工事	(株)サンテック	H29.10.27 ~ H31.1.31
	新宿税務署増築棟(17)機械設備その他工事	(株)精研 東京本社	H29.10.31 ~ H31.1.31
	新宿税務署(17)エレベーター設備工事	日本エレベーター製造(株)	H29.11.14 ~ H31.1.31
3	宮城労災特別介護施設(17)電気設備改修工事	若林電気工事株式会社	H30.4.1 ~ H30.9.28

## ② 国土交通省営繕工事における週休2日工事の概要

- ・ 政府の働き方改革実行計画(平成29年3月)等に建設業においては週休2日の推進等の休日確保などに取組むことが位置づけ
- ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する週休2日工事において労務費等の補正を導入

- 週休2日工事は、**4週8休以上の現場閉所**
- 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間などを除く)
- 発注者が週休2日の取組を指定する**発注者指定方式**と受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む**受注者希望方式**のいずれかで実施
- **現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正**※

共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

※ 発注者指定方式は当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正、①の現場閉所率(対象期間内の現場閉所日数の割合)が未達の場合は減額変更。受注者希望方式は当初予定価格では労務費補正は行わず、現場閉所率達成状況により①～③の補正係数により増額変更

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合)	1.05
②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)	1.03
③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)	1.01

- 工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価
- 現場閉所状況の確認については、受発注者双方の事務負担が増大しないよう、既存書類を活用
- 週休2日工事については、モニタリングを実施

# ③建築分野(営繕工事)における施工合理化技術の活用方針

- ・平成29年12月、「新しい経済政策パッケージ」において、平成30年度から建設現場の生産性向上を図るi-Constructionを建築分野にも拡大する方針が閣議決定
- ・平成30年度に発注する新営工事において発注者指定で施工合理化技術の活用(試行)を開始
- ・総合評価落札方式で施工合理化技術を評価項目とする取組を導入
- ・施工合理化技術を提案し効果が確認された場合は、工事完了後の請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記

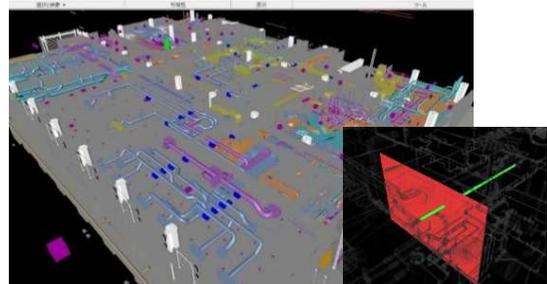
## 「営繕工事における施工合理化技術の活用方針」の概要 (平成30年4月10日以降に入札契約手続きを開始する官庁営繕関係の新営工事に適用)

### (1) 発注者指定で施工合理化技術※1の活用(試行)を開始

実施内容: 発注者指定で①施工BIM、②情報共有システム、③ICT建築土工、④電子小黒板の活用(試行)を実施、省人化効果等を検証。

対象工事: 平成30年度に発注する新営工事(官庁営繕費)であってS型※2で試行【①, ③, ④】

新営工事において、整備局等が定める運用に基づいて発注者指定で活用【②】



①施工BIM 試行

多様な関係者間の遅滞ない合意形成



②情報共有システム 活用

情報の一元管理



③ICT建築土工 試行

3次元MC・MG建機による施工



④電子小黒板 試行

工事書類の作成手間を軽減

### (2) 総合評価落札方式で施工合理化技術の評価項目とする取組を導入

実施内容: S型における技術提案の評価項目において施工合理化技術に関する提案を求め評価

対象技術: 施工合理化技術(上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く)

対象工事: 新営工事(建築・電気・機械)であってS型によるもの

入口評価

例: プレハブ化・ユニット化



例: ロボット活用



### (3) 施工合理化技術について請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記

実施内容: 施工合理化技術が提案され効果が確認されたものについては、請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記し、受注者に技術提案を促します。

対象技術: 施工合理化技術(上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く)

対象工事: 新営工事(建築・電気・機械)すべて

出口評価

※1 施工合理化技術: プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するもの。

※2 S型: 入札契約方式が技術提案評価型S型を指す。

(発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等技術提案と価格との総合評価を行う方式)

# ④ 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の徹底

## これまでの取組

【H26.4】「営繕工事における工事関係図書等<sup>\*</sup>に関する効率化実施方針」を制定し、受注者へ提出を求める工事関係図書等の明確化及び削減を実施

### ○ 提出を求める工事関係図書等の考え方を整理

- ① 監督行為として監督職員の所持が必要な書類
- ② 発注者が行った監督の経緯を明らかにするために必要な書類に限る

→ この考え方に基づき、受注者に「提出を求める「工事関係図書等一覧表」(93種類)を設定

### ○ 各地方整備局等において、工事の内容に応じて必要な書類を選定するとともに

品質に影響のない範囲で協議により省略・集約を行うこととした

(工事着手前に受発注者で省略可能な書類に係る協議を実施)

## 今回実施

(次の内容を地方支分部局に通知)

【H30.4】営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の徹底

### ○ 省略・集約が可能な工事関係図書等の考え方を整理

- ① 工事関係図書等のうち、必要な内容が記載された他の書類等があるものについて、提出または提示により、新たな図書の作成・提出を求めない
- ② 関連する内容を記載する複数の工事関係図書等については、必要事項を一つの図書に集約してもらうことで、他の図書の提出を求めないことができる

→ この考え方に基づき協議による省略・集約がしやすくなるよう

「省略・集約が可能な工事関係図書等」を明示【別紙参照】

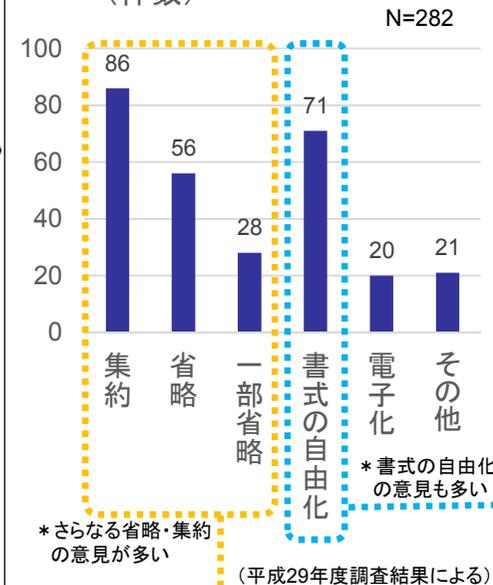
⇒ 93種類中19種類(約2割)を削減可能なものとしてリストアップ

### ○ 受注者の事務合理化のため、受注者の独自書式の使用を可能とした

### ○ 添付資料は必要最小限で簡素なものとし、二重提出(紙と電子)を求めないこととした

## 実状

工事関係図書等に関する建設業団体からの意見(件数)



## 課題

○ 協議による工事関係図書等の省略・集約が必ずしも十分なされていない

○ 受注者の独自書式を用いることができない

<sup>\*</sup>工事関係図書等とは、契約図書、契約関係書類、工事関係書類及び工事完成図書をいう。

## ④(別紙)省略・集約が可能な工事関係図書等

### ○省略・集約等により効率化できる図書(19種類)

図書名	効率化の考え方
火災保険等加入状況報告書	保険契約締結後、直ちに証券等の写し、保険会社の証明書等を監督職員に提出することで省略
工事実績情報登録報告書	工事カルテの写しのみを提出することで省略
施工管理技術者通知書	施工管理技術者の氏名その他必要事項を(工種別)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
電気保安技術者通知書	電気保安技術者の氏名その他必要事項を(総合)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
工所用電力設備の保安責任者通知書	工所用電力設備の保安責任者の氏名その他必要事項を(総合)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
技能士通知書	技能士の氏名その他必要事項を(工種別)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
技能資格者通知書	技能資格者の氏名その他必要事項を(工種別)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制を(総合)施工計画書に記載する等で省略可
工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)に基づく工事現場の安全対策を(総合)施工計画書に記載する等で省略可
下請負人通知書	施工体制台帳を提出する等で省略可
作業員名簿	施工体制台帳を提出する等で省略(特に厳しいセキュリティが求められ、事前登録が必要な場合等を除く)
主要(資材・機材)発注先通知書	主要資材・主要機材の発注先を(工種別)施工計画書に記載する等で省略可
週間工程表(または月間工程表)	原則として、実施工程表の補足として提出を求めるものは、月間工程表(または週間工程表)とすることで、週間工程表(または月間工程表)を省略可
確認・立会い請求書	確認・立会いの希望日その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略可
工事材料搬入報告書	工事写真を提出する、工事打合せ書に記載する、納品書のコピーを提出する等で省略可
工事材料場外検査願	検査希望日その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
現場休止届	現場の休止期間その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
休日夜間作業届	作業日時その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
産業廃棄物管理表(マニフェスト)	マニフェストを提示することにより提出は不要(施工報告書等にマニフェストの添付は不要)

### ○一部工種または材料において効率化できる図書(2種類)

図書名	効率化の考え方
施工計画書	工数の少ない工種は、他の工種に集約して記載する等で効率化
材料の品質等を証明する資料	設計図書でJIS等の規格が指定されている材料で、全数確認が必要な工種(杭、塗装、防水、吹きつけ等)以外は、搬入時の工事写真を提出する等で効率化

# ⑤ 営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化

○ 営繕工事の生産性向上に向けて、**現場への指示等※1**を適時に行えるよう、**工事の各工程における関係者間調整※2**を円滑化するために発注者として実施する事項を平成30年3月に取りまとめ、国及び都道府県、政令市等にも周知した。

※1: 施工者に対する発注者の指示または承諾、※2: 発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

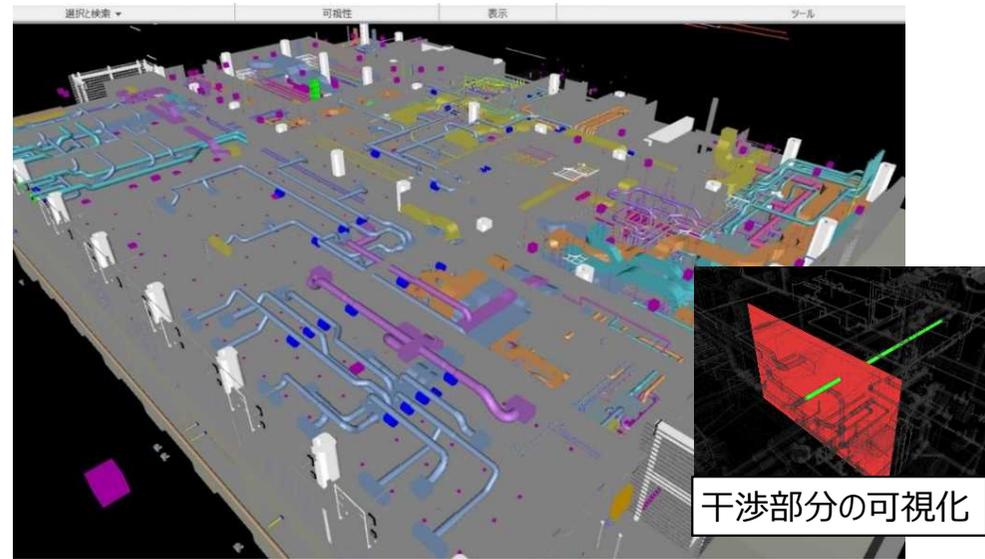
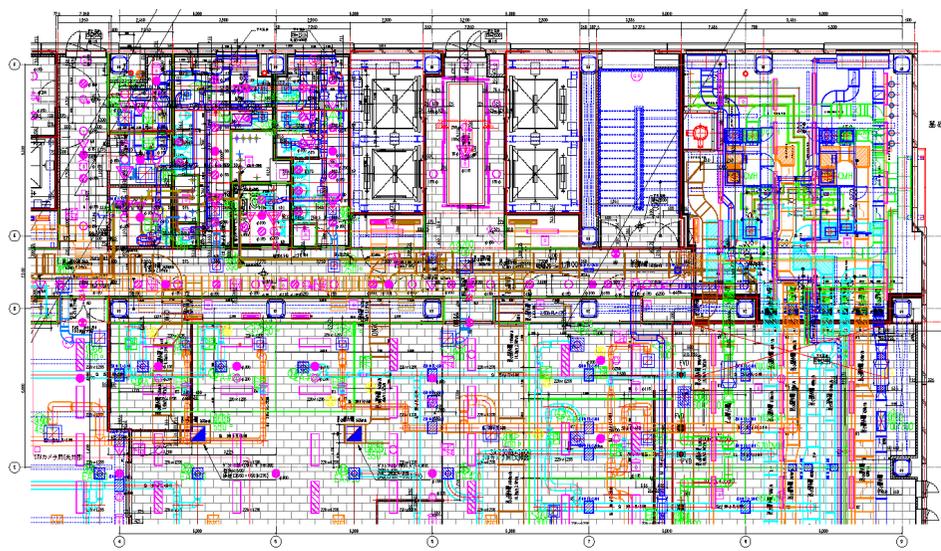
## ■ 円滑化のための実施事項 ■

- ① **遅滞ない設計意図伝達※3**
  - ◇ 遅滞ない設計意図伝達を仕様書に明記
    - ・ 常に工事の工程を確認して業務を実施
    - ・ 検討、報告等の期限を遵守
- ② **納まり等の調整※4の効率化**
  - ◇ 各種ツールを活用した取組の促進
    - ・ 納まり等の調整用図面を作成する場合、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」※5を参照
    - ・ BIM活用促進
- ③ **情報共有や検討等の迅速化**
  - ◇ 関係者が一堂に会する会議の早期開催
    - ・ 工期の始期日以降速やかに開催
    - ・ 検討事項について、期限や担当を共有
  - ◇ 情報共有システムの活用促進

※3: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、材料・機材等の選定に関する検討・助言等、※4: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整、※5: (公社)日本建築士会連合会

### B I Mの活用例

精度の高い3D図面により、**施工部位の干渉チェック**等が容易に実施可能



従来方法 総合図※6作成による整合性の確認

生産性向上 BIMを活用した干渉チェック

※6: 施工者が設計図を基に作成する図面に、各種建築、設備機器などの取り付け位置と寸法を入れて表記した図面

## ⑥遅滞ない設計意図伝達(施工段階の設計)

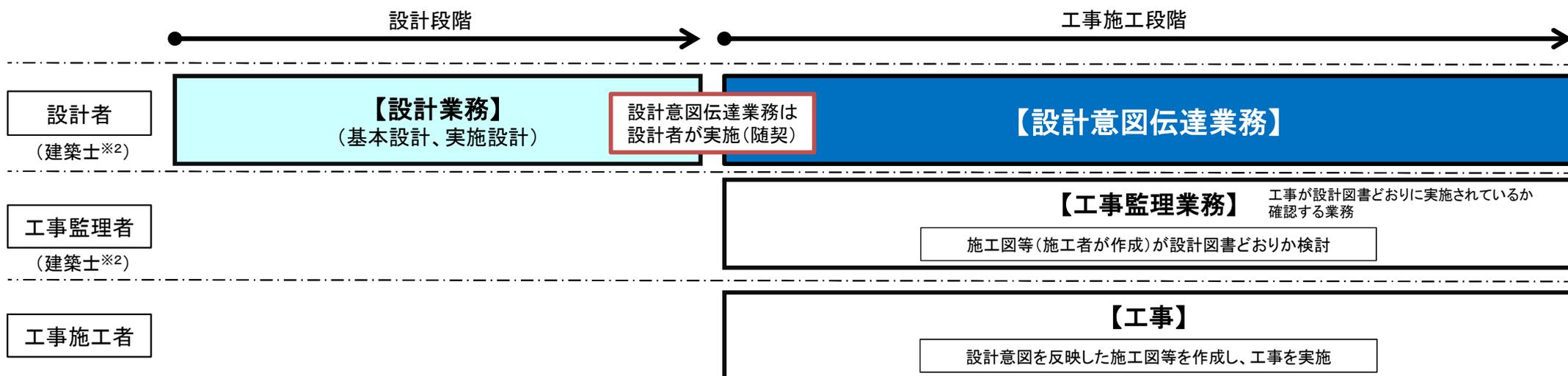
### ■取組内容 (平成29年10月1日以降に契約手続きを開始する設計意図伝達業務において実施)

- 営繕工事の生産性向上のためには、**施工段階において**、発注者を含めた関係者間での確かな情報共有に努めるとともに、**設計者が設計意図を遅滞なく工事施工者及び工事監理者に対して伝達し**、迅速な意思決定に資するようにすることが不可欠。
- 工事の工程に連動した「遅滞ない設計意図伝達」を確実に実施するため、国土交通省地方整備局等が発注する営繕工事における設計意図伝達業務委託契約の仕様書において、以下を新たに契約事項として規定。
  - ① **常に工事の工程を確認して業務を実施**すること
  - ② 工事の工程に合わせて検討、報告等の**期限が設定された場合は、これを遵守**すること 等

### ■設計意図伝達業務とは

- **工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計** (建築士法令に規定)。
- 具体的には、設計意図を正確に伝えるため、設計図書に基づき、①質疑応答等、②工事施工者が作成する**施工図等**※1の確認、③**工事材料、設備機器等の選定** (色、柄等を含む)に関する助言等を行う。

※1 設計意図が正確に反映されていることを確認する必要があるものに限る、特記仕様書に具体的に記載する。



※2 建築士法により、設計・工事監理は建築士が行うことを義務づけ



